

第5回森林整備指針検討部会

会議録

日時：令和元年8月23日（金）

午後2時00分～午後3時30分

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

大会議室3

大阪府森林審議会
第5回森林整備指針検討部会

令和元年8月23日

【司会（鉄羅技師）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第5回森林整備指針検討部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の鉄羅でございます。よろしくお願ひします。

本日の審議会には、委員5名中、4名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

会議に先立ちまして、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者を紹介させていただきます。

みどり推進室森づくり課長の赤井です。

【赤井森づくり課長】 赤井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【司会（鉄羅技師）】 そのほか、紹介は省略させていただきますが、各農と緑の総合事務所地域政策室長、森林課長も出席しておりますので、申し添えます。

それでは、開会に先立ちまして、大阪府森づくり課長の赤井よりご挨拶を申し上げます。

【赤井森づくり課長】 改めましてですけども、みどり推進室森づくり課長の赤井でございます。

第5回森林整備指針検討部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。本部会では、府域の森林を対象に、将来の望ましい姿と、それを実現するための技術的な手法を示す大阪府森林整備指針について、昨年度よりご議論いただいているところでございます。

前回の6月19日の部会におきましては、府内の森林の区分とそれぞれの保育・管理方針、それから活用のロードマップ等についてご議論いただき、整備指針の全体像を概ねお示しいただいたところでございます。

その後、いただいたご意見をもとに、指針案として取りまとめを行いました、増田部会長にご確認いただいた上で、市町村への意見照会、意見交換を行ってまいりました。

本日は、市町村の意見等を踏まえた指針案についてご議論いただきまして、答申をいただければと考えておりますので、委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会（鉄羅技師）】 次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、式次第、裏面が配布資料一覧となっております。次に、大阪府森林審議会規程、委員名簿でございます。次に、配席図でございます。次から審議・報告関係資料となります。資料1「前回のふりかえり等」、資料2「大阪府森林整備指針（案）」、資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、部会に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田部会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田部会長、よろしくお願ひいたします。

【増田部会長】 わかりました。これから進めさせていただきたいと思います。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

議事録の署名ですけれども、三好先生いいですかね。

【三好委員】 はい。

【増田部会長】 そうしたら、長島先生と三好先生のお二人に議事録の署名をいただくということで、お手数ですがよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先ほども課長からございましたように、前回、部会長預かりになっておりました原案について確認させていただき、その後、市町村への照会もされたようでございます。その結果も含めて、事務局から説明をいただき、できましたら、本日をもって、大阪府森林整備指針の策定について答申できればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局のほうから一括して説明をいただいて、1ページ目から順次、議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【浦久保森づくり課主査】 森づくり課の浦久保と申します。私のほうから説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。「前回のふりかえり等」ということで、第4回部会での主なご意見、それから市町村に意見照会しました主な意見を載せております。

まず、第4回部会での主なご意見ですけれども、①番、条件のところですけども、路網からの距離というものが前回、面積に反映されておらず、整合性がとれていないのではないか、区分の面積は、それぞれの森林の目指す面積なのかどうかわかりにくくいというご意見をいただきました。

②番につきましては、広葉樹林への誘導・転換の手法について、強間伐を繰り返しても広葉樹林にはならないので、施業方法から抜いたほうがよいというご意見がございました。

3番目、前回、区分のところで「資源利用林」という名前にしていましたが、「資源利用林」は「資源管理林」にしたほうがよい。また、全ての森林で資源を利用するという誤解を招きますので、まずは「健全な広葉樹林を維持する」ことを第1の方針にして、「可能な場所では資源を活用する」という書き方のほうがよいのではないかというご意見でした。

4番目、全体的に細かく書き過ぎているため、原則論に絞って書くことというご意見でした。

5番目としましては、市町村は林務職員がいない中、このままの状態では使いにくいため、解説書や研修会を丁寧に行ったほうがよいというご意見でした。

6番目、森林所有者にもきちんと理解をしていただきたいというご意見をいただきました。これについては後ほど、指針の反映した箇所についてご説明をいたします。

それから市町村の意見照会ということで、8月の上旬に、各ブロックごとへ市町村説明会を行いました、それとともに意見照会を行いました。

回答としては、約10件余りのご意見をいただきましたが、ほとんどが、細かい文言の修正のところでして、主な意見としましては、そこに書いておりますが、市町村が実施計画を策定する場合は、留意点等を示したひな形を示してほしいというご意見がございました。

これを踏まえまして、資料2のほうですけれども、「大阪府森林整備指針（案）」ということで、前回から大きく修正した点についてご説明をさせていただきます。

まず、6ページ目でございます。

前回の主なご意見の①にも関連するんですけども、この図のところで、路網からの距離というのが条件に入っておりまして、それがちょっとわかりにくくいということでしたので、今回は、条件について、自然的条件と社会的条件という2つの大きな区分に分けまして、この図については、自然的条件の地形の傾斜35度と、土壌、褐色森林土、この2つ

をもって、まず、森林を大きく4つに区分するという図にしております。その上で、社会的条件をその後適用しまして、ここに斜めの点線が入ってございますが、①であっても、②のところの森林で施業する場合もあるといった形で、その区分を越える部分を、三角の部分で表現をしております。

それで、面積につきましては、上と下の四角の外に出しまして、矢印で書かれておりますが、例えば①番でしたら、約1万6, 300haというふうに、わかりやすく表示をしております。その点が、修正した点でございます。

それから、次に9ページ目をご覧ください。

こちらにつきましては、前回のご意見の②に関連するところでございます。ここについて、この施業方法のところですけれども、前回のご意見で、強度間伐を繰り返しても広葉樹林にはならないというご意見を黒田先生のほうからいただきまして、その後、いろいろと検討をしておりましたところ、他の県でも、間伐を繰り返すことによって広葉樹をふやしていくという手法を行っている県もございましたので、ここで、大阪府でも、間伐等の手法というものもある程度実験として残していきたいということで、黒田先生のほうにもご意見を伺いました。

委員の皆様には、黒田先生のご意見ということでペーパーをお配りしているんですけれども、その点について、黒田先生にご意見を伺ったところ、ちょっと読ませていただきますが、中段から下、針葉樹林からの転換では、間伐では日陰ができやすく、強度間伐でも、シロダモのような灌木しか生えない事例が多いです。落葉の高木種、ナラ類やセンダンなどを植えるならなおさら、大きなギャップが必要ですと。間伐して残った針葉樹に期待ができない場合は、だめな林の場合は、小面積の皆伐をしてください。広葉樹をすぐに植えるのは効率的ではありません。苗の準備は大変ですし、活着しないと思います。広大な針葉樹林の跡地でなければ、広葉樹は自生します。それを数年以上経過観察し、土壤補足などの問題があれば、そこで高木種、植栽の検討をしてくださいというご意見を黒田先生のほうからもいただきまして、間伐が全くだめなわけではなく、やはり間伐するのであれば、きちんと地表面に受光を確保できるようにするというご意見でしたので、そのような形で、9ページの②、2つ目のところを書きかえております。「生育状況によっては、スギ・ヒノキの人工林の強度間伐等により地表面の受光を確保し、必要に応じて広葉樹の植樹を行うなど、広葉樹林への転換を目指した保育・管理を行う」としております。

続きまして、14ページ目でございます。

ここは、「活用のロードマップ」のところですけれども、まず、前回のご意見の⑤番、⑥番に関連してくるんですけれども、市町村へのフォローをしっかりとするようにということと、森林所有者もきちんと主体に入れるようにということで、まず、森林所有者を役割として、取り組みとして入れております。

それから、大阪府から市町村への矢印のところにも、技術的支援や研修会などということで書いておりますが、その下の文章のところも、大阪府の取り組みとしまして、森林に関するデータの提供ですとか、この相談窓口の設置とか、研修会の開催など、技術的な支援を行っていきますということとしてしております。

それから、モニタリングを行っていくんですけども、その結果を、前回をもって指針の見直しを行うというふうにしていたんですけども、モニタリングをしてわかることというのは、そういう保育とか管理の手法の部分ではないかというご意見をいただきましたので、このモニタリングの結果を活用するのを、指針の見直しではなく、保育・管理の手法のところに矢印を変更しております。

それから、市町村の取り組みのところですけれども、「市町村は、大阪府が策定した本指針を踏まえ、市町村内の森林を計画的に保育・管理するための実施計画を策定し、森林環境譲与税を活用するなど、森林管理に努めることとします。」ということで、ここちよっと文章の書き方も変えております。

それから、森林所有者の取り組みと、森林ボランティアの取り組みについてももちろん、この指針の趣旨に沿って管理していただくんですけども、特に森林所有者のところ、「林業経営を通じた森林整備を行う」という文言を加えておりまして、森林所有者さんにつきましては、やはり林業経営のほうをまず優先的に検討していただきたいという思いを持って、この文章をつけ加えております。

この案につきましては、15ページ目以降は資料編ということで、これまでお示ししております大阪府の森林・林業の現状について載せております。

それからもう一点、ちょっと戻りますけれども、10ページ目のところで、前回の主なご意見の③に関係するところですけども、「資源利用林」を「資源管理林」にするというところで名称を変えておりますのと、保育・管理方針を、まず、第一義的には「健全な広葉樹林を維持する」そして「搬出可能な場所では、資源を経済的に利用することを通じて、保育・管理を行う」という2段階というふうな書き方にしております。

前回から修正した点は以上でございます。私からの説明は以上です。

【増田部会長】 ありがとうございました。

それでは、少し目を通していただいて、1ページ目から資料編の手前まで、資料編は、また少しお気づきの点は見ていただくとして、「はじめに」のところあたりについていかがでしょうか。ちょっと時間をとって、目を走らせていただいて。

これ、国有林を除いたとなっていて、国有林は、具体的には2,000haぐらいあるんですか、区域でいうと。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね、2,000ha弱。

【増田部会長】 大体、ざっと2,000haですか。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 1ページ目の「はじめに」のあたりはよろしいでしょうか、背景、目的、対象とする森林と。そうしたら、その次にどうしますかね。

【増田部会長】 あと、もう一度、現況の資料編で何か改定されたところはございますか、どうですか、15ページ以降で。特にないですか、前回から、というのか、最初から。

【浦久保森づくり課主査】 ほとんどそのままなんですけれども、ちょっとデータが古いところがございまして、31ページの林道延長なんかのところは、30年度末のデータに変えさせていただいています、最新の分に。

【増田部会長】 それ以外は、基本的には全部、変更なしでいっていると。

【赤井森づくり課長】 はい。

すみません。先ほどちょっと国有林の面積があったんですけど、24ページに、森林の区分で全体5万5,378haで、国有林が1,095haでございますので、先ほど、2,000haって言ったんですけど。

【増田部会長】 約2,000haではなくて、約1,000haですね。

【赤井森づくり課長】 はい、約1,000haでございます。すみません、訂正させていただきます。

【増田部会長】 そうか。何となく5万6,000haかなと思っていたんですけど、5万5,000haなんですね、ほぼ。

【赤井森づくり課長】 そうですね。大型開発が終わりまして、森林区域から抜いているのが、ここちょっと数年出ておりますので。

【増田部会長】 わかりました。

あと、その次、そうしたら第2のところで、指針の4つの目標として、1つは、「メリ

ハリをつけた林業経営」というのと、「防災に配慮した森づくり」というのと、「広葉樹などの資源の育成と活用」というのと、「多様な森づくり」と、これは4つ共通した方向性ということで、このあたりはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

二、三日前で、西除川が一部決壊したんですかね。

【赤井森づくり課長】 東除のほうですね。

【増田部会長】 東除川ですか、羽曳野のあたりで。

【赤井森づくり課長】 ええ。

【増田部会長】 あれでどれぐらいの時間、雨量が降っているんですか。余り、そうたくさん降ったように思わないんですけど。

【村上森づくり課森林整備補佐】 時間雨量で、最大49か何か降っていたところがありましたけど、日雨量はそれほど高くなかったんですけど、いっときに、局所的に降った場所があったんで、ああいうことになったんだと理解しています。

【増田部会長】 なるほど。この月曜日か何かでしたよね。

【村上森づくり課森林整備補佐】 ええ、そうですね。

【赤井森づくり課長】 近鉄がちょっと冠水したと聞いていますけど。

【村上森づくり課森林整備補佐】 テレビにも映っていて、もう川の底から住宅が建っているところまで、水が上がってきているってあります。

【増田部会長】 このあたりもよろしいでしょうか。防災のあたりの書き方もよろしいですか。

そしたら、その次が「森林区分の設定」ということで、大きく変えていただいたのが、自然的条件と社会的条件という形で変更していただいて、自然的条件のところが地形と土壤、社会的条件のところが路網からの距離ということと同時に、森林計画の策定、あるいは人工林のまとまり、森林所有者の意向と、このあたりを踏まえて戦略を立てる必要があるということで改訂をいただいているけれども、このあたりはいかがでしょうか。

これ、公表されるときは、この凡例の字がもうちょっと大きいほうがええかもしれませんね。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 ちょっと凡例が見えないですもんね。

【浦久保森づくり課主査】 はい、わかりました。

【長島委員】 傾斜の図が小さい。土壤に比べて傾斜側が小さくなっているのはしよう

がないのかなとは思うんですけど、並べられたらいいんですけどね、横に。

【村上森づくり課森林整備補佐】 この図 자체をもう1ページ使ったらええと思う。

【増田部会長】 これ、うまくすれば、その次のページに2枚並ぶんじゃないですか。そしたら、ほぼ同じぐらいの大きさで並べることができます。

【村上森づくり課森林整備補佐】 わかりました。そこをちょっと工夫させてもらいます。

【増田部会長】 あとは5ページ、6ページのあたりでいかがでしょうか。

これで計算は間違いないんですね。1万6, 300haと、この①、②、③、④を全部足したら5万4, 000haになるんですね。合ってます？

【浦久保森づくり課主査】 ここで合ってないんです。というのは、この1万6, 300haとかという数字はGIS上ではかった面積でして、この5万4, 000haというのは一応、地域森林計画上の、全体の森林の面積ということとして。

【増田部会長】 これ、全部足したら何ぼになるんですかね。

【村上森づくり課森林整備補佐】 5万500haです。

【増田部会長】 5万500ha。これはいいですか。全然問題ないですか、3, 500ha違うのは。何が大きく3, 500haも違うんですかね。

【石井環境農林水産総合研究所主査】 伐採の土地とかそういう草地の部分とか、ちょっと部分、部分、ちゃんとした森林として特定されてない部分というのが、一部そういうのがあって、その二、三千というところ。

【浦久保森づくり課主査】 衛星画像を用いまして、林相を区分して、その面積をはかっているのがこの5万500haなんですけれども、その衛星画像から、森林として判読されない部分ですか、無立木地とか、そういったところが差として出てきているということです。

【赤井森づくり課長】 もう一度確認させていただきますけど、今想定されますのが、例えば採石場とかで、ずっと継続、継続で来ているような場所で、まだ森林区域から抜けないけども、現況としては、写真を撮ると、森林の状態になっていない。

【増田部会長】 森林としては判断せえへんと。

【赤井森づくり課長】 ええ。そういうところの差が出てきているのかなと考えられますので、そこは整理した上で。

【増田部会長】 できたら、ひょっとしたら、ちょっと注記を入れといたほうがいいか

もしれないですよね。

【赤井森づくり課長】 はい。

【増田部会長】 ほんのちょっとやと画像処理上の誤差ということになるんでしょうけど、多分、そんな誤差の範囲じゃないですね、もうちょっと大きいですから。

【赤井森づくり課長】 ええ。

【増田部会長】 ほかはいかがでしょう。これ、資源管理林でいいですね、前回だいぶ議論をして、資源利用林というふうになっていたのを。

これ、実態として、大阪府下で言うと、要するに広葉樹で木材利用されているというのは年間どれぐらい立米数、あるんですか。ほとんどないですか、やっぱり。

【浦久保森づくり課主査】 そういう統計はちょっとないですね。

【増田部会長】 ないんですか。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 これ、材積量みたいなやつも樹種別にはないですか。人工林と広葉樹で材積量がどれぐらいあるかというのも、そこも別に、そこまでは、区分した統計資料というのはないですか。

【浦久保森づくり課主査】 計算上で出している材積はあるんですけども、ちょっと多分、実情と誤差というかが大きいです。今現在、航空レーザー測量というのも実施しておりますので、それについても、正確なものではないんですが、そちらのほうが、ある程度、参考にはなるかと思っています。

【赤井森づくり課長】 ちょっと補足させていただきますと、統計上の数値は、基本的に、森林面積ベースに、大体平均的な蓄積量をもとに材積とかを出してあります。そこに、いわゆる間伐した材積とかいうのは特に考慮していませんので、それでいきますと、広葉樹で、能勢のほうで、今、森林組合さんが薪とか木用にちょっと伐採して利用されておるんですけども、そういうものは統計上には反映できていないということで、押さえるとすれば、そういう組合さんにお聞きして、どのぐらい薪で出されたかとか、そういう押さえ方になると思います。可能であれば、またそういうところも押えていくようにいたします。

【増田部会長】 特別ここに書けという話じゃなくて、今の材積量に対して。

広葉樹林というのは、国内産で、かなり広葉樹を専門に扱っている業者があるんですか。少し奈良のほうに、非常に変わった木の形のやつばかりを材として、茶室の柱に使える

ようなやつだと、そんなのを扱っている林業屋さん、木材屋さんがいらっしゃいますけど、広葉樹そのものはやっぱりあまりあれなんですか。

【赤井森づくり課長】 いわゆる銘木って言われるやつは、摂津に銘木団地というのがございまして、そこで取引されていますけども、ほとんど外国のやつが多いですね。外材が多いということを聞いています。たまには大きなケヤキとかが出材されているというのもあるようです。あとは、もうちょっと本当に工芸的に使われるようなやつが、小規模取引されるというようなのが現状ではないかと思います。

【増田部会長】 少し広葉樹林化の中で、ケヤキやとか何かそういう話が出てきたときに、本当の意味で、材としてケヤキみたいなやつが流通するのかどうかみたいな、ケヤキを使った家具というのは結構あると思うんですよね。

このあたり、よろしいですかね。

【長島委員】 ちょっと1個だけ気になったのが、2ページ目の4つの目標が、この4つが多分、並列して並んでいるんですよね。

【増田部会長】 うん。

【長島委員】 ただ、3ページの一番最初は「目標の一つである「メリハリをつけた林業経営」のためには、」ってなっていて、その後、ずっとこの流れでいってしまっているので、その後ろ3つがどうなったんやろうって思われないかなと、その目標の後ろの3つですね。ちょっと気にはなりましたね。

文面には、ところどころに、災害に強い森林として維持していきますとか、6ページの各広葉樹の転換のところには書いてはあるんですけど、3ページ目の最初が、もう『メリハリをつけた林業経営』のためには、」って限定されてしまっているので、後ろ3つはどうなったかなというところを、何らかの形で、この3つも同時に考えているということをどこかに入れといったほうがいいのかなという気がしたんですけども、どうでしょうかね。

【増田部会長】 この4つの区分、6ページ目のところ、もしも入れるとしたらこのあたりなんでしょうね。

【長島委員】 そうですね。

【増田部会長】 前述の条件を人工林・広葉樹林等に当てはめると、以下のとおり4区分され、それぞれの管理の方向性を定めますというので。

【長島委員】 その各森林について、4つの目標を目指して実際に施業していきましょうというような内容にしてから、後ろ、一個一個入っていったほうがいいような気がしま

す。区分のところは、確かにメリハリが非常に大事なので、それが取り上げられていていいと思うんですけど。

【増田部会長】 だからここに多分、2ページ目のことを入れたほうがいいのかもしれませんね。

【長島委員】 うん。

【増田部会長】 だから要するに、指針の4つの目標を踏まえ、前述の条件を人工林・広葉樹林等別に当てはめるぞとか何かいう、この4つの目標がやっぱり最後に効いてますみたいな話を入れといったほうがいいかもしませんね。

【長島委員】 そうですね。

【増田部会長】 そうしないと、なぜ広葉樹へやっていくのかという話の中で言うと、やはり維持管理費用の縮減と、災害に強い森林というあたりが出てくるものですから。指針、目標、最初にそれを書かれています。ちょっとそこの文言を考えて、少し入れさせていただきましょう。

【三好委員】 すみません、ちょっと。

【増田部会長】 はい、どうぞ。

【三好委員】 細かい話なんんですけど、社会的条件という5ページの一番上の文章なんですけれども、3行目あたりで、「社会的条件により、条件の悪い場所でも林業経営を実施したり、」というのは、これ、丁寧にきっちと、自然的条件の悪い場所でもというふうに入れたほうがいい。わかりやすいような気がします、その後ろもそうですけど。

【増田部会長】 はい、わかりました。ありがとうございます。

あとはこの7ページ目の、「特に対応が必要な森林」というこのあたりについて、いかがでしょう。これも多分、日本語としては、この「現在、特に対応が必要な森林として、」というところにおいては、この4つの区分にかかわらず、特に対応が必要な森林というふうに入れといたほうがいいかもしれませんね。4つの区分のどれにでも起こっているんですよね、この風倒木やとか、ナラ枯れやとか、拡大やとか。何かそれをちょっと足しといたほうがいいかもしれませんね、文章として。

これ、もう余談ですけど、ナラ枯れって、通常いろんなところでよく言われているのが、二、三割は残ると言われているんですけど、結構生駒山系、全滅しているところがありますよね。

【村上森づくり課森林整備補佐】 ちょっと率的には、生駒の山が高いんじゃないかな

と思いますけどね。全体的に、被害率。

【増田部会長】 被害が集中しているのが、結構高いような気がしますよね、よそで言われているよりも。

【長島委員】 うん。

【増田部会長】 だから京都の五山なんかは、ある一定おさまたたんです。

【長島委員】 おさまっていますね。

【増田部会長】 おさまっていますよね。

【長島委員】 はい、おさまっていますね。

【増田部会長】 それでいくと、そんなはげ山になるぐらい、1カ所で集中しているという状況ではないですよね。

【長島委員】 そうですね。残っていますね。

【増田部会長】 残っていますよね。

【長島委員】 はい。

【増田部会長】 それが、いろんな調査結果があって、二、三割しか、要するに枯れてしまわないといっている文献もあれば、トータルとして、二、三割は確実に残りますといっている文献もあるんですけど、その中で言うと、ちょっと生駒は、結構はげ山になるぐらい集中しているのが気になるなという感じはしますけどね。

北摂のほうはもう収まって、そんな高槻とか北摂山系で、生駒山系ほど集中しているというところはないんじゃないですかね。どうでしょうかね、各管内いらっしゃると思うんですけど。

【津本北部農と緑の総合事務所課長】 最近は、余り枯れたところは少ないですね。昨日も現場へ行きましたけれども、余り枯れてなかったですね。

【増田部会長】 だから、やっぱり生駒は特別やと思いますね、たしか。

ありがとうございます。そしたら8ページから、この最後に至るところまで、だいぶこの施業方法とか大方針のあたりをかなり書き換えていただいているので、少しお気づきの点を見ていただければと。

あと黒田先生は、これ、最終版に目を通していただいて、この添付の資料ということなんでしょうかね。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね、はい、見ていただいています。この9ページ目のここだけ、黒田先生のご意見を踏まえてちょっと変えていますけども、それ以外は、

もう見ていただいております。

【増田部会長】 見ていただいているんですか。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 これ、ちょっと日本語ですけど、8ページ目のその話は、結論が要するに「持続的に木材資源の有効活用を図る」って書いていて、森林の保育・管理の文章になつてないですよね。その次の文章は、全部「広葉樹林への転換を図りつつ、公益的機能の向上に努める」とか「資源を経済的に利用することを通じて、保育・管理を行う」とか、そういうふうに、森林の整備という言葉になっているんですけど、これ、文章がひょっとしたら反対かもしれないなと。持続的に木材資源の有効活用を図るために、人工林の保育・伐採・再造林という、林業の経済サイクルを維持しますというほうが、後ろのトーンと一緒になるかもしれませんね、ひょっとしたら。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 いかがでしょう。8ページ目はよろしいでしょうか。

これは、大阪府内でも、花粉症対策苗というのはかなり植えられているんですか、やはり。

【浦久保森づくり課主査】 いや、まだほとんど植えてないです。植樹をする面積自体が余りないものでして。

【長島委員】 低コスト林業のところが、伐造一環作業システムやコンテナ苗の利用等としといたほうがよくないですか。

【増田部会長】 うん。

【長島委員】 その2つだけじゃないですもんね、方法としては。

【増田部会長】 そうですね、はい。ありがとうございます。

9ページ目はいかがでしょう。

もう一つ、ちょっとトータルとして気になるのは、ここに入れている写真は、いつどの時点の写真かというのは入れなくていいですか、府民の方々に見せるときに。

例えば2ページ目の写真は、これは一体どこのいつごろの写真なのかとか、あるいは7ページ目に人工林に拡大する竹林とか、間伐材を搬出する人工林とか、9ページ目の広葉樹林とか、これ、大体時点は、そんな古いやつじゃないんでしょう。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね、はい。最近の分です。

【増田部会長】 最近の分ですよね。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 各管内で撮られたやつですよね。

【浦久保森づくり課主査】 はい、大阪府内です。

【増田部会長】 だから、ちょっと撮影時点と時期、年度と、それと地点みたいなやつがあったほうがいいかもしれませんね。よそから借りてきているというやつはないですね。

【浦久保森づくり課主査】 はい、ないです。

【増田部会長】 あと、いかがでしょう。9ページは黒田先生にかなり見ていただいたということで、10ページ目はいかがでしょうかね。

これは先ほど言っていたやつで、能勢ではだ木として使われているみたいなやつが。

【浦久保森づくり課主査】 はい。これは、写真は泉州だったと思いますけど、府内で割とシイタケ原木栽培をされている方がいらっしゃいますので。

【三好委員】 すみません。ちょっと戻っちゃうんですけど、9ページの、多分黒田先生のご意見で直された部分、その施業方法で、四角で囲った分ですけど、1つ目の2行目の頭「広葉樹林への転換を目指した保育・管理を行う」というところに、これ、次の③番の10ページでは「健全な広葉樹林を維持する」という言葉が入っていて、この9ページのところにも、健全な広葉樹林への転換を目指してって入れたほうがいいような気がします。

【増田部会長】 はい、わかりました。

【三好委員】 何でもかんでも広葉樹林だったらいいというわけでは。

【増田部会長】 いいという話はないということですね。

【三好委員】 特にスギ・ヒノキを切って自然に放置した場合には、ヒサカキの一斉林とか、そういうもののー斉林とか、そういうものになります。

【増田部会長】 なるほど、わかりました。

【増田部会長】 一応、前から読み合わせ的な形で読み合わせをさせていただいていて、今のところでいくと、3ページ、4ページのところは、少し図の大きさが違うので、この図の大きさを、できたらうまく統一してほしいと。

その次が、5ページ目のところについては、上の文章の3行目のところで、社会的条件よりも、自然条件の悪い場所でもという、自然条件というのを、3行目と4行目に自然を入れたほうがいいと。

6ページ目のところで「前述の条件を人工林・広葉樹林等に当てはめると、」というところについては、これでいくと、メリハリのつけた林業経営だけに見えてしましますので、2ページ目に書いている指針の4つの目標を踏まえてというので入れたほうがいいでしょう。

それとあと、ここの図表の中の面積が、総トータルを計算すると5万500haなんですね。森林面積というのは、統計上5万4,000haといっていますので、その辺のところは、注釈を少しつけたほうがいいのと違うかと。

その次が7ページ目の「特に対応が必要な森林」といっている意味のところで、これは、4区分にかかわらずというふうなちょっと文章を足したほうがいいんじゃないかなと。

それと、8ページ目のところは、「保育・管理方針」のところの文章が天地逆で、持続的に木材資源の有効活用を図るために、人工林の保育・伐採・再造林という林業の経済サイクルを維持しますというほうが、後ろと整合するでしょう。

四角の施業方法の中で、コンテナ苗の利用というのを限定するんではなくて、等というなどを入れたほうがいいでしょう。

それと9ページ目のところで、「施業方法」ですけども、施業後は定期的にモニタリングし、健全なという、健全なを入れたほうがいいでしょう。むやみやたらに広葉樹に転換するんではなくてという、そんなところまで来ております。10ページからあと3ページほど、14ページまで、少し目を通してくださいというふうに思っております。

【栗本委員】　　はい、ありがとうございます。

【増田部会長】　　10ページ目はいかがでしょうかね。よろしいでしょうかね。

そしたらあとは、特に必要なというところで、少し前回もだいぶ議論した11、12ページのあたりはいかがでしょうかね。

【栗本委員】　　施行方法の中で「ただし、社会的条件にも考慮する」と書いているんですが、この伐採跡地、林業適地とか林業不適地、資源管理林とか、資源循環とか、そういうふうなのに合わせて、それで、資源管理林、資源循環林ってあったとしても、多分、所有者さんの要望を聞くと、スギ・ヒノキ以外の木も結構、例えば広葉樹のケヤキを植えてほしいですか、山桜とか、そういうふうなのも、木も結構ありますので、そういうのが反映できるような表現の仕方のほうがいいんじゃないかなと思います。林業適地が、これで読むとスギ・ヒノキ。

【増田部会長】　　だけみたいに見えますよね。

【栗本委員】 だけみたいになりますね。

【増田部会長】 はい、なるほど。これ、それともう一点、この上の段階は要するに、そうか、植樹まで入っているからええんか。わかりました。

どうですか、どういう表現にしたらええのやろう。被害木の整理後は・・・。

【浦久保森づくり課主査】 一応、その点も配慮しまして、「原則」というのをつけているのと、その「ただし」の後、それも考慮して、所有者さんの意向も尊重しますという、原則論という形で書かせていただいたつもりなんですけれども。

【増田部会長】 だからこれ、ただし書きを前に入れてしまいますが。被害木の整理後は、社会的条件にも考慮して、原則、林業適地ではスギ・ヒノキ等を中心に再造林し、林業不適地では、健全な広葉樹の再造林を推進すると、何かそんな文章にしますか、少し。ここまでで、多分、健全なというのは、広葉樹の前に入れといたほうが。そんなのでは難しいですか。

【栗本委員】 いや、全然問題ないです。

【増田部会長】 今の文章でいいですか。

【栗本委員】 はい、スギ・ヒノキだけということでないよう読み取れれば。

【長島委員】 これ、ちなみに、例えば、もともと広葉樹林のところが風倒に遭いましたと。そこは林業適地ですよってなった場合、スギ・ヒノキになるんですか。この文章からいくと、そうなるなと思って。

【増田部会長】 なるほど。ただ今回は、集中的に、人工林のところが風倒木被害って考えてもいいですよね。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 一部見せてもらったときに、一部、広葉樹のところも大分傷んでいるところがありましたけどね。

【長島委員】 先ほど、7ページのときには、4つの区分にかかわらずやりましょうという話になっていて、その流れでいくと、ううんという気もするんですけど、深読みするとですけどね。

【増田部会長】 だから、何かそれは少し、今さっきの話で、ただし書きに社会条件を入れるんではなくて、社会条件を前に出すことによって、ちょっとそれを考慮したということにいたしましょう。

そしたら、あとはよろしいですかね。これ、12ページ目の「前述の①～③に移行させ

る」という、この①から③というのが、ここはわかりますかね、読んでいて。

【長島委員】 区分のことですね。

【増田部会長】 うん。前のその①から③というのは、資源循環林とかいう意味ですね。

【長島委員】 森林区分の①から③とか、入れといたほうがいいかもしねですね。

【増田部会長】 かもしれないですね。わかりやすいかもしれません、11ページのところも、12ページのところも。

【栗本委員】 11ページのところは、資源管理林だけではなくて、②の今、広葉樹の利用している資源管理林、それでいいんですかね。まあいいです。

【増田部会長】 いいですか。

【栗本委員】 はい、結構です。

【増田部会長】 これはそやけど、おっしゃるように、可能性としては、②、③があるんですよね、ナラ枯れ跡地のところは。どうでしょう。

【浦久保森づくり課主査】 ナラ枯れのところは、もともとが広葉樹なので、③か④かとは思うんですけども、いわゆる健全な広葉樹林に戻すために、一応人が手入れをするということで、③に移行させるというふうにしております。

【増田部会長】 だから要するに、ナラ枯れ跡地でも路網が整備されていて、資源の有効利用を活用できるような話やったら、②の広葉樹林に行くという可能性もあるんじゃないでしょうかというのが、今、栗本委員のご指摘。

【浦久保森づくり課主査】 広葉樹林の資源を活用するのが③ですかね。③のほうです。

【増田部会長】 そうか。なら、反対に②があり得るということですよね。

【栗本委員】 うん。

【増田部会長】 ②があり得ると。

【栗本委員】 ナラ枯れのところは、もう本当にこれだけに絞るのかなという気はちょっととしていて。というのは、資源管理だけだったら、桜を植えたりもみじを植えたり、きれいな道路沿いなんかのところでしたら、そういう修景的な施業も当然してほしいなという希望が出てきそうな気がします。そのときに、この資源だけではなくて、もうちょっといい表現があるのかなと思ったんです、この今の4つの。

【増田部会長】 ②、あり得ると思いますよ。

【栗本委員】 今の4つの中では、そういうのに当てはまらないで、もういいかとか思ったわけなんです。

【増田部会長】 ②は、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図るという公益的機能の向上ですから、ナラ枯れ跡地のところは、資源を活用するというところと、公益的機能の向上というところと2カ所あって、出てきていいんじゃないですかね、②、③で。

【長島委員】 6ページのスギ・ヒノキ人工林に対して①と②があって、もともとナラ枯れの部分は広葉樹林なので、③と④のどっちかになるだろうという考え方なんで、多分、③が出てきているということだと思いますね。

【増田部会長】 なるほど。

【長島委員】 でも、実際、そういう修景林というか、景観林のそういうの。

【増田部会長】 やっていこうと思うと、トータルが②ですよね。

【長島委員】 そうですね。

【増田部会長】 ちょっと一遍、不整合が起こらないかどうか確認してください。いいですかね。

【浦久保森づくり課主査】 例えば景観については、13ページのところで、「共通する配慮事項」ということで景観対策というのも出てきています、これは①から④に全てに関するところですので、③であっても、景観に配慮した植樹をするということもこれで読めるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【栗本委員】 全くこだわらないので、言ったんですが、現実には、そういうことがありますよということで。

【増田部会長】 ちょっと一遍見ましょう。今、長島委員がおっしゃったように、もともと人工林の再生のあり方のところで②が出てきているから、ここに入れるのはひょっとしたら不適切かもしれませんねというご指摘もわかるし、それがなくて、最後の姿として見たら、②が入っていてもおかしくないかなとも思うので、ちょっとここは、矛盾しないかどうかだけ見ましょう。

あと、だいぶ議論した13ページはいかがでしょうかね、「共通する配慮事項」というあたりで。

【栗本委員】 これ、とっても重要なことなので、13ページになってくるのか、これは。

【長島委員】 それ、私も思っていました、もっと前がいいと思って。

【増田部会長】 なるほど、もっと前に持ってきたほうがいいと。

【長島委員】 はい。

【栗本委員】 それこそ目標の次ぐらいに、本当にこういうことを。

【増田部会長】 まずは共通として認識せえと。

【栗本委員】 せえということのほうが。そしたらさつきのような議論も、ナラ枯れ被害のときも先にこれがあったら、そういうことなんじゃないのかなと思ったんですが。

【長島委員】 森林全体のことを考えている話なので、全体のことなんで、前がいいと思いますね。

【増田部会長】 全体に関わることですもんね。

【栗本委員】 だから、7ページぐらいに入っても。

【増田部会長】 7ページに入るのか、そうか、もっと前の、この指針の、4つの目標と同列に書くかですね。

【長島委員】 書くかですね。

【栗本委員】 3ページぐらいに。

【増田部会長】 3ページぐらいに入れると。

【長島委員】 同列にしてもいいぐらいだと思いますね。

【栗本委員】 ただ、共通する配慮事項として、①から④において共通するという表現を使うんであれば、①から④を先に示しておく必要があるので。

【長島委員】 一番3ページを持っていくとすると、その最初の2行は無くすことになるかなと思いますね。

【増田部会長】 うん。だから3ページ目に入れるか、もしくは6ページ目の後に入れるとかですけどね。

【長島委員】 うん、入れるかですね。

【増田部会長】 これ、どっちがいいんやろう。

【栗本委員】 わかりやすいのは、6ページ目の後だと思うんですけどね。3ページ目のどこに入れるとしたら、あくまでも、割と抽象的な目標像みたいなことになりますんで。

【長島委員】 もっと具体的な中身なので。

【増田部会長】 2つあってもいいですね。要するに、4つの区分とは別に、共通する配慮事項と今の風倒木も含めて、今特に配慮しないといけないものと両方と出てくるという意味で、6ページの後に入れましょうか。

【長島委員】 6ページの後がいいですね、はい。

【増田部会長】 それのほうが大事ですもんね。

【長島委員】 うん。

【増田部会長】 だからこいつが7ページになって、あと1ページずつ繰り下がっていくと。

【栗本委員】 それと、ちょっと具体的なところですけれども、防災対策の3つ目の「重要なインフラに影響を及ぼし得る高木は、施業に併せて事前に伐採する」ってなっているんですけど、「施業に併せて」ということを。

【増田部会長】 ちょっと気になるのはね。

【栗本委員】 はい。施業とはもう無関係に、もう緊急的に伐採してしまう必要があるようなところもあると思うので。

【増田部会長】 これ、今、府の森林環境税を使って、国道やとか幹線道路沿いをやっていますから、「施業に併せて」というのはおかしいかもしませんね。

【栗本委員】 うん、必要に応じて事前に。

【増田部会長】 必要に応じて事前に伐採するというほうがいいですね。

【栗本委員】 はい。

【増田部会長】 ありがとうございます。

これ、そのもう一つ下の、概ね1ha以上の一斉皆伐というのは避けるって書いてあるんですけど、本当なんですか。皆伐をしてかつ植林をするとか、1haぐらいやったらあるような気がする。竹林も、極端なことを言うたら1haぐらいやと、皆伐をして樹種転換を行うみたいな、何十haやったらないでしようけど、これ、大丈夫ですか、1haというの。何かの目安、どこかに目安があるんですか、表土の流出やとか、防災上とかいうので。

【三好委員】 保安林の皆伐基準で、一番厳しいのは何haなんですか。

【浦久保森づくり課主査】 保安林はもう面積基準はない。

【三好委員】 施設要件を。

【岡田森づくり課保全指導補佐】 面積基準は、一団地として5haです。

【三好委員】 一団地として5haですか。

【岡田森づくり課保全指導補佐】 はい。

【村上森づくり課森林整備補佐】 こここの1haは、おおむね林地開発許可は1ha以上が必要ってなってくるということから、ここに1haというふうには書かせていただい

ているんですけども、ただおっしゃっていたように、その1haの皆伐が、森林施業上、ここでそれほど大きいものかというと、そうでもないような感じも受けてきますね。

【増田部会長】 そうでしょう。何か避けるまで書いてあるから、そしたら、要するに一斉皆伐して、一斉植林できなくなってしまうのと違うかなと思うんやけどね、これを書いちやうと。

【長島委員】 書いちやうと、そう思いますね。

【増田部会長】 うん。

【村上森づくり課森林整備補佐】 概ね1haは、もう消してしまったほうがいいというので。

【増田部会長】 1haを、うん。

【長島委員】 うん。これから皆伐、再造林を進めていく中では、ちょっとネックになってしまふかも知れませんね。

【増田部会長】 うん。

【長島委員】 何haって書く必要があるかどうかですね。

【増田部会長】 そう。これ、避けるというよりも、やっぱり1ha以上みたいなやつを皆伐する場合には、十分な防災対策をせえということのほうがいいんじゃないですか。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね。語尾を自然環境や防災に配慮するとか。

【増田部会長】 うん。だから大面積、括弧して1ha以上でもいいでしょうけど、一斉皆伐は、自然環境や防災上の影響が大きいため、十分に配慮して実施することとか、何かそんなのがいいかもしれませんね。ありがとうございます。

これ、鹿対策が2カ所に出てくるのは何となく違和感がないですか。生態系保全のところも、鹿の食害対策のところも、下に集約してもいいかも知れないですよね。

【栗本委員】 うん。それと、上から2行目の「遺伝子のかく乱に配慮する」というのは、言葉で書くとこうなんんですけど、現実的にはものすごく難しい。

【長島委員】 地域性苗木とか、そういう話になりますね。

【増田部会長】 大変ですよね、これ。これをやろうと思ったら、全部その林地の近所で幼木、苗木生産をしないと、南九州、鹿児島や宮崎から買ってたらあかんということになる。あるいは、先ほど出てきた花粉苗の対策苗みたいなやつについては、どちらかというと、遺伝子編集したような話の要するに樹木ですから、その辺とちょっと矛盾しますよね。

【栗本委員】 理想はそうなんですけど、現実的には非常に、技術的にも社会的、苗木の生産状況も、なかなかここまで追いついていないというのが現実だと思います。配慮するぐらいだから、これでいいということでいいんですけどね。

【増田部会長】 配慮する、原則じゃないんで。

あとそれと、最後の景観対策も、基本的には、適正な密度管理と阻害木の伐採だけでいいですか。例えば、府が掲げてきた花屏風政策みたいな話の中で、やっぱり桜林みたいいやつをどんどん増やしていきたいとか、そういう積極的施策を書いとかなくていいですかね。

【栗本委員】 先ほどのように、ナラ枯れの跡地にそういったものを、景観に配慮したものを植えるとかいうこともありますので。

【増田部会長】 少し植樹も入れといったほうがいいと思いますけどね。

【三好委員】 それもそうだと思うんですけども、逆にこういう、これ、「自然歩道沿いや、眺望対象となる山林では、」というような言い方をしたら、どこもかしこも桜ともみじになってしまいかねないので、もう少し地域性というものを酌んだ、その地域らしい景観への配慮という項目がもう一本あってもいいような気がします。樹種構成ですか、そういったものも一律にならないような。

【増田部会長】 だからこれは、そしたらこんな自然遊歩道や眺望対象となる山林では、地域らしさを持った景観に配慮しみたいなことにしつきますか。

【栗本委員】 うん。

【増田部会長】 どこもかしこも、要するに桜じゃないでしようという意味ですよね。

【三好委員】 そうですね、はい。

【増田部会長】 ありがとうございます。

あとは最後、ちょっとこの活用のロードマップのところについていかがでしょうか。これ、市町村からの主な意見で、ひな形を示してほしいとか、何かこんなこと言わわれているのに対して、市町村に配慮して作文されたというところはございます？

【浦久保森づくり課主査】 直接はこの文章には盛り込んでいませんけれども、研修会などを行う際に、ひな形等を示して、計画の策定の支援をしていきたいと考えています。

【栗本委員】 この市町村、森林計画や方針策定が望ましいと書かれていますけど、方針はわからないではないんですが、市町村の森林計画っていいたら、どういうイメージになるんですかね。

【増田部会長】 どうですか。

【浦久保森づくり課主査】 この指針をもとに、自分の市の中でどういうふうな方針を持って、森林管理、整備をしていくかというような、具体的にこの場所ではこうしていこうというような実施計画を立てていただきて、それに基づいて譲与税を充てるなど、森林整備を行っていただきたいと考えています。

【栗本委員】 今、つくらなきゃいけないところは、多分森林整備計画をつくっているんですけど、それとはまた別個にもう一個つくるという、そういう考え方ですか。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね。それよりはもう少し具体的なものというふうに考えています。

つけ加えますと、市町村森林整備計画の中にも、この大阪府森林整備指針に基づき整備を行っていきますというような文言を加えていただくことにしておりまして、関連性をつけるようには考えております。

【増田部会長】 この大阪府の取り組みの中で、具体的かつわかりやすい技術的支援を行います、までは書き過ぎですか、そこまで書いたら。市町村から、こういう多分わかりやすく説明してほしいとか、自分らが書き込めるようにというのを、要望が結構出ているというので、何かそれを受け、ちょっと書いとかんでもいいですか、その辺は。

【浦久保森づくり課主査】 大丈夫です。

【増田部会長】 大丈夫、書かなくていいですか。

【浦久保森づくり課主査】 いや、書いても大丈夫です。

【増田部会長】 書きましょうか。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 それのほうが、ひょっとしたらいいかもしない、市町村との関係では。

大体よろしいでしょうか。

【三好委員】 はい。これは、修正を要するという意味じゃないんですけど、管理箇所のモニタリングというのは、具体的に、主体はどうなるのかなというのがちょっとぼんやりしているかなと思うんですけど、これはもうそれぞれですか。

【増田部会長】 どうですか。ここに書いてある管理箇所の施業地の更新状況等って書いてあるのは、これは両方、皆がやるということですね。

【浦久保森づくり課主査】 一応大阪府のほうで、研究所等と連携して、モニタリング

が必要な場所を設定した上で、大阪府のほうでやることを想定しております。

【増田部会長】　　こここの、一番最初のこの。

【浦久保森づくり課主査】　　はい。

【増田部会長】　　これはそやから、府の取り組みのところに「定期的にモニタリングを行います。」って書いてあるわけですね。

【浦久保森づくり課主査】　　はい、そうです。

【増田部会長】　　そこの意味ですね。

【浦久保森づくり課主査】　　はい。

【増田部会長】　　なるほど。だから、ひょっとしたら入れたほうがいいかもしれませんね。さらに指針に沿って、整備された森林や経過観察が必要な森林を選定し、定期的にモニタリングを行いますというのを、全部が全部やるんではないというのは、入れといったほうがいいかもしれませんね。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

きょう、1ページ目から最後の14ページ目まで、読み合わせという形で読み合わせをさせていただきました。これに基づいて、きょう、課題として残されたものはほとんどなくて、1点だけ、5万500haのところをどう書くかというところだけ少しご検討いただくと。それ以外のところについては、今、読み合わせさせていただいた形で責任を持って修正をいたしますので、これをもって本日答申という形でよろしいんでしょうか。それとも、今日のやつを改定してから。もう今日答申という形でいいんですよね。

【浦久保森づくり課主査】　　はい。

【増田部会長】　　そうしたら、もしもよろしければ、きょう、この読み合せた内容をもって本日答申するという形で、ご了解いただけるでしょうかね。

【全委員】　　はい、異議ありません。

【増田部会長】　　わかりました。ありがとうございます。

そうしたら一応、私のほうでお預かりしました内容につきましては、全て終了したかと思います。どうもありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

【赤井森づくり課長】　　増田部会長、どうもありがとうございました。

先ほどございましたとおり、一応ご意見をいただいた内容をもって答申ということで、本日付の答申とさせていただきたいと思います。最終版につきましては、修正の上、各委

員にご確認いただいた上で、成案といいますか、とさせていただきます。

長時間にわたり、貴重なお時間をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。大阪府森林審議会規程第10条の規定によりまして、本部会は、答申日をもって解散となりますのでご承知おきください。

1年間にわたりまして、5回の審議をしていただきまして、まことにありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

【司会（鉄羅技師）】 これをもちまして、第5回森林整備指針検討部会を終了いたします。ありがとうございました。

——了——